

意見募集に寄せられたご意見及び
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関するもの

1 ホットライン運用ガイドラインに関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>mixi等の会員専用SNS上であっても、動物虐待のような犯罪についてIHCで確認でき、それについて相談させてもらえると安心できる</p> <p>公共の電波における児童の裸体にあたる映像等であれ、インターネット上に流出した場合、事実上回収は不可能と言う指摘があるので、公共の電波についても、次回のガイドライン改訂の際には是非とも検討頂きたい。</p> <p>児童の裸体にあたる画像等について、所謂「成長記録」については、フィルタリング対象として処理される事もあるが、こう言った画像等も悪用される危険性がある為、性的虐待を伴わない児童の裸体にあたる画像であれ、積極的に削除して頂きたい。</p>	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

3 ホットライン運用ガイドラインと直接関係しないもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>日本国内では違法・有害情報と判断される児童ポルノにあたる画像等であっても、海外サーバに蔵置されている場合、当該国のホットラインでは受付対象外として処理される場合があるという指摘があるが、被写体の児童の尊厳を守る為にも、ブロッキング等の措置は講じていくべき。</p> <p>男性(男子児童)が被写体の猥褻物(児童ポルノ)については、女性(女子児童)が被写体の猥褻物(児童ポルノ)と比較し、刑法175条(児童ポルノ禁止法)を適用する基準が甘い傾向にあると言えるが、被写体の尊厳を守る為にも、男性(男子児童)であれ、女性(女子児童)と同等の基準で、刑法175条(児童ポルノ禁止法)を適用して行くべき。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>